

静岡県告示第235号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県島田市身成字モジヤマ993番1の一部、字モジヤマ994番1の一部、字モジヤマ995番1の一部、字モジヤマ995番5の一部、字モジヤマ996番2の一部、字モジヤマ996番12の一部、字モジヤマ997番、字モジヤマ998番の一部、字モジヤマ998番2、字モジヤマ998番3、字モジヤマ999番、字モジヤマ1000番1、字モジヤマ1000番2、字モジヤマ1001番1の一部、字モジヤマ1009番1の一部、字モジヤマ1010番、字モジヤマ1010番2、字モジヤマ1010番3、字モジヤマ1010番4、字モジヤマ1011番の一部、字モジヤマ1012番1の一部、字モジヤマ1012番2、字モジヤマ1012番3、字モジヤマ1013番1の一部、字モジヤマ1013番7、字モジヤマ1013番8、字モジヤマ1014番1の一部、字モジヤマ1014番7、字モジヤマ1014番8、字モジヤマ1015番1の一部、字モジヤマ1016番1の一部、字モジヤマ1016番7、字モジヤマ1017番1の一部、字モジヤマ1018番、字モジヤマ1019番1の一部、字モジヤマ1019番11の一部、字モジヤマ1019番12、字モジヤマ1023番1の一部、字モジヤマ1023番2の一部 以上39筆